

(総 則)

第1条 受託者(以下「乙」という。)は、別冊の仕様書及び図面に基づき頭書の履行期限までに頭書の委託業務(以下「業務」という。)を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、委託者(以下「甲」という。)と乙が協議して定める。

(業務主任技術者)

第2条 乙は、業務履行について、技術上の管理をつかさどる業務主任技術者を定め、甲に通知するものとする。

(業務工程表)

第3条 乙は、契約締結の際業務工程表を作成し、甲に提出してその承諾を受けなければならない。

(権利業務の譲渡等)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利又は業務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、業務の処理を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面による甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(業務内容の変更等)

第6条 甲は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができるものとする。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲乙協議して定める。

(履行期限の延長)

第7条 乙は、その責に帰することができない事由により、履行期限までに業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対し遅滞なくその理由を附して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議して定めるものとする。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第8条 業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要が生じた経費は乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰する事由による場合においては、この限りでない。

(検査及び引渡し)

第9条 乙は、業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に給付の完了の確認のため検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行ない検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

5 乙は、検査の合格通知を受けたときは、遅滞なく当該給付に係る成果品を甲に引渡すものとする。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第10条 乙の責に帰する事由により、履行期限まで業務を完了することができない場合において履行期限後に完了する見込みがあると認めるときは、甲は延滞違約金を付して履行期限を延長することができる。

(委託料の支払)

第11条 乙は、第9条第2項及び第3項の規定による検査及び再検査の合格の通知を受

けたときは、甲の指示する手続に従って業務委託料の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求を受理したときは、その日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(甲の解除権及び違約金)

第12条 甲は、乙が次の各号の1に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により期限内に業務を完了する見込がないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なしに契約締結後10日以内に業務着手しないとき。
- (3) 前各号のほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

- 2 前項の規定により契約を解除したときは、乙の業務委託料の10分の1を違約金として、甲の指定する期限までに納付しなければならない。

- 3 第1項の規定により契約を解除した場合において、甲は必要があるときは、既済部分の引き渡しを乙に請求することができるものとする。この場合において、甲は、その既済業務部分に対する業務委託料相当額を支払うものし、支払額は甲乙協議して定めるものとする。

第13条 甲は、前条第1項に規定する場合のほか必要と認める場合には契約を解除することができるものとする。

- 2 前条第3項及び第4項(利子に関する部分を除く。)の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(秘密の保持等)

第14条 乙は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

- 2 乙は、成果品(設計業務等の履行課程において得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、複写させ又は譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(かし担保)

第15条 乙は、第9条第5項の引き渡しの日から起算して6月以内に発見された成果品の
かしを甲の指定する期限までに修補するものとする。

2 甲は、前項のかしの修補に代え、損害賠償を請求することができる。

(業務の調査等)

第16条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の処理状況について調査し、又は
報告を求めることができる。

第17条 乙は、この契約の規定のほか、甲州市財務規則(平成17年甲州市規則第48号)及び
甲州市建設工事執行規則(平成17年甲州市規則第106号)の該当条項を承諾のうえ委託業務
の施行にあたるものとする。

(契約外の事項)

第18条 この契約書に定めない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には必要
に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。